

新居浜市総合運動公園基本計画策定業務 仕様書

1 業務の名称

新居浜市総合運動公園基本計画策定業務

2 業務の目的

新居浜市では、生涯を通じて心豊かな生活を送ることができる「健康」へのニーズの高まりや運動・スポーツに対する目的や内容の多様化により、市民一人ひとりのライフスタイルに応じた環境づくりと生涯を通じた運動・スポーツに親しむ機会と場所づくりの施策を展開している。一方で、本市の主要な運動施設については、建設当時は十分な規模・機能を有していたものの、市民一人ひとりのライフスタイルの変化に伴うスポーツへの取り組みの多様化や施設の老朽化等により、現在では市民ニーズへの対応が困難な状況となっているものもある。また、各運動施設が市内に点在しており、利用者にとって不便な場面も生じてきている。

こうした背景を受け、本市では市民や関連団体からの意見を把握し、市内に点在する既存運動施設の現況や総合運動公園の整備との関連を整理した上で、新たに導入すべき施設の内容を明確にした「新居浜市総合運動公園構想」を平成29年3月に策定した。

本業務は、この「新居浜市総合運動公園構想」を踏まえ、公園全体及び公園内に配置を予定する公園施設等に関する計画の具現化を図るとともに、その事業費の精査、財源の検討等を行い、もって本市総合運動公園の基本計画を策定するものである。

3 事業対象地

別紙1のとおり

4 業務の履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

5 業務の内容

(1) 前提条件の整理

本総合運動公園の基本計画策定に向け、過年度調査の内容及び結果の把握を行うとともに、本総合運動公園に関係する各種上位計画や関連法規制状況、市内における運動施設の状況、土工事に係る環境側面等を把握し、本計画策定のための前提条件として整理する。また、本市が実施する市民アンケート（Webアンケート）調査の取りま

とめの支援を行い、その内容を把握するとともに、本公園計画策定の前提条件として整理する。

(2) 整備コンセプトの整理

本総合運動公園の整備については、「20年後の子供たちが夢を抱くことができる公園」として、また、スポーツをする人もしない人も集い、自然に触れ、市民の憩いの場として、さらに、災害時に威力を発揮する防災機能を有した、市民が誇れる公園を目指すため、その整備コンセプトを整理する。

(3) 整備方針の検討

本公園の整備に係る前提条件や整備コンセプト、市民アンケート調査結果、土工事に係る環境側面の事前整理、広域防災公園として求められる機能や防災公園に係る国庫補助対象要件等を踏まえ、本公園における整備方針を検討する。

(4) 各施設の機能・規模の想定

設定した本公園の整備コンセプトや整備方針等を踏まえ、他都市における類似事例を調査する。その上で、本公園内に整備を予定する総合体育館、弓道場、陸上競技場、野球場等の各種施設を含む公園施設の機能及び規模等を想定する。

(5) 施設配置計画の検討

策定済みの「新居浜市総合運動公園構想」の内容を踏まえ、本公園への来園者の動線や円滑な管理・運営を図るための動線等を検討するとともに、広域防災公園としての整備を前提とした総合運動公園内におけるゾーニング計画を検討する。その上で、整備を予定する各施設や園路、植栽及び防災機能等の配置を検討し、施設配置計画を立案する。

(6) 造成計画の検討

本公園における整備方針、施設配置計画等を踏まえ、本公園における宅地造成計画を検討する。宅地造成計画にあたっては、切土量及び盛土量のバランスに配慮するとともに、残土が発生する場合にはその残土量を算出する。

(7) 排水計画の検討

本公園における施設配置計画、各種施設計画及び宅地造成計画等を踏まえ、本公園内における排水計画を検討する。

(8) 残土処分計画の検討

本公園における宅地造成計画を踏まえ、発生した残土処分方法を検討する。

(9) 概算事業費の算出

前号(1)～(8)の検討を踏まえ、本公園の整備に必要な概算事業費を算出する。

(10) 実現方策の検討

本公園整備の実現に向けて、以下の事項を検討する。

ア 財源の検討

整備計画及び概算事業費を踏まえ、本公園に適用可能な補助金・交付金等の検討を行う。

イ 管理・運営計画の検討

本公園内に整備予定の各種施設も含めた、公園内の管理・運営計画を検討する。

ウ 事業手法の検討

本公園整備にあたり、整備・管理・運営計画を踏まえ、本市財政負担軽減に寄与する最適な事業手法を検討する。事業手法としては、従来手法に加え、PPP/PFI手法も念頭に、各事業手法の特徴、メリット・デメリット等を整理し、検討を行うものとする。

エ 事業スケジュールの検討

造成・施設計画、残土処分計画及びその整備手法等を踏まえ、本公園整備における事業スケジュールを検討する。

オ 実現に向けた課題等の整理

本公園における各種計画、財源や事業手法、事業スケジュール等を踏まえ、整備に向けての課題を整理する。その上で、各種課題に対する解決策等を検討する。

(11) 基本計画の作成

前号(1)～(10)の検討結果を基本計画として取りまとめる。

(12) 庁内検討委員会の運営支援

本公園の基本計画の策定に向け、庁内で実施する審議会及び検討会議（以下「会議」という。）の運営を支援する。支援内容としては、各種検討資料の作成、会議への出席及び議事概要の作成等とし、会議の開催回数は4回程度を想定する。また、パブリックコメントの手続きを実施するための必要な支援を行う。

(13) 報告書作成

本業務の検討結果等を報告書として取りまとめる。

6 業務の実施

- (1) 受託者は、業務の実施に当たり、本仕様書に基づくとともに、関係法令等を遵守すること。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、本市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解したうえで適切な人員を配置し、業務を進めること。
- (3) 受託者は、業務の進捗に関して、本市に対して定期的に報告を行うこと。
- (4) 業務の実施に関し疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行うこと。

7 業務計画書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに「業務計画書」を本市に提出するとともに、承認を得ること。
- (2) 「業務計画書」には、次の事項を記載すること。
 - ア 業務内容
 - イ 業務を実施する上での方針
 - ウ 実施工程表
 - エ 業務実施体制
 - オ 業務従事者名簿
- (3) (2) に定める事項の記載内容に追加又は変更が生じた場合は、速やかに本市に対し報告書を文書で提出し、承認を得ること。

8 打合せ及び会議録の作成

業務を適正かつ円滑に実施するため、本市と定期的に打合せを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については受託者がその都度記録し、本市の承認を得ること。なお、業務の打合せの回数は5回以上とし、初回及び成果品納入時の打合せには管理技術者が出席するものとする。

9 成果品及び提出部数

- (1) 基本計画書 10部 (A4版、縦型、製本)
- (2) 基本計画書概要版 10部 (A4版、縦型、8頁程度)
- (3) 業務報告書 2部 (A4版、縦型、ファイル綴じ)
- (4) 業務完了までの会議録及び関係資料 一式
- (5) 上記成果品の原稿データを記録した保存媒体 (CD-R又はDVD-R) 1枚

10 その他

- (1) 受託者は、本業務の前提条件等を踏まえ、本市の要求事項の整理、全体工程、その他の基本的制約条件を整理し、把握すること。
- (2) 受託者は、業務の遂行に当たり本市の所掌する情報資産の保護について万全を期するものとし、業務の処理上知り得た情報を正当な理由なく第三者に知らせるなど、業務の目的外に使用することの無いよう関係者全員に徹底させること。また、個人情報の取扱いについても、新居浜市個人情報保護条例（平成19年条例第24号）及び関係法令等を遵守し、適切に保護すること。
- (3) 仕様書に記載されていない事項は、本市と受託者で協議して決定すること。なお、これらに記載のない事項であっても、業務の性質上必要と思われるものは、受託者の責任において完備しなければならない。
- (4) 業務の遂行に当たり、疑義が生じた場合及びこの仕様書に定めのない事項については、本市と受託者が協議の上決定する。

以上

新居浜市総合運動公園候補地位置図

新居浜市役所



国領川

JR予讃線

新居浜市総合運動公園候補地
約186ha

市場川

国道11号線バイパス

国道11号線

